

市第 126 号議案 横浜市保育所条例の一部改正について

1 趣旨

多様化する保育ニーズに迅速かつ効率的に対応するとともに、施設整備を通じた保育環境の改善等を図るため、平成 16 年度から計画的に市立保育所の民間移管を行っています。今回は、令和 5 年 4 月 1 日に移管する 3 園を横浜市保育所条例（昭和 26 年 3 月横浜市条例第 7 号）から除く改正を行います。

2 民間移管する 3 園

横浜市向台保育園（保土ヶ谷区）
横浜市舞岡保育園（戸塚区）
横浜市上郷保育園（栄区）

3 移管方法

土地	無償貸付
建物	不動産鑑定評価額に応じて有償譲渡
移管先	認可保育所を運営している社会福祉法人

4 移管後の保育内容

移管する園では、これまでの保育内容に加え、「開所時間の延長」、「一時保育」を行います。

5 保護者への説明

令和 2 年 9 月に令和 5 年度移管予定園となったことをお伝えし、順次、民間移管に関する説明会を開催したほか、法人募集前には、保護者意見についてアンケートを行いました。その後、令和 3 年 11 月下旬に移管先法人の決定をお伝えしています。

6 法人選考

令和 3 年 6 月に移管先法人を募集し、応募のあった 15 法人について、法人選考委員会が「書類審査」「法人が運営する保育所の実地調査」「理事長・施設長予定者等の面接」などを通じて選考を行い、以下のとおり法人を選定しました。その後、法人選考委員会の報告を受け、本市として移管先法人を決定しました。（法人概要は裏面に記載）

横浜市向台保育園（保土ヶ谷区）	「社会福祉法人 なつめの会」
横浜市舞岡保育園（戸塚区）	「社会福祉法人 石狩友愛福祉会」
横浜市上郷保育園（栄区）	「社会福祉法人 水の会」

7 今後の予定

令和 4 年 4 月～令和 5 年 3 月	引継ぎ・共同保育
令和 5 年 4 月	三者協議会（保護者・移管先法人・横浜市）の実施 移管先法人による運営開始

「令和5年度市立保育所民間移管」 移管先法人概要

● 向台保育園（保土ヶ谷区）

移管先法人名	社会福祉法人 なつめの会
法人所在地	横浜市保土ヶ谷区今井町 502 番地 5
法人設立年月	平成 24 年 2 月
理事長名	川端 ゆり佳
運営する保育所等	プチアンジュ保育園、エルアンジュ保育園、川島保育園（横浜市保土ヶ谷区）

● 舞岡保育園（戸塚区）

移管先法人名	社会福祉法人 石狩友愛福祉会
法人所在地	北海道石狩市花川南八条三丁目 153 番地 3
法人設立年月	昭和 59 年 2 月
理事長名	内山 雅史
運営する保育所等	友愛認定こども園、まきば認定こども園（北海道石狩市）、 友愛北白石認定こども園、飛翔認定こども園、平岸友愛認定こども園、 光星友愛認定こども園、札幌西友愛認定こども園、 ペガサス、オリオン、カシオペア（北海道札幌市） 杉田保育園（横浜市磯子区）、清水ヶ丘保育園（横浜市南区）

● 上郷保育園（栄区）

移管先法人名	社会福祉法人 水の会
法人所在地	北海道札幌市中央区南三条西一丁目 1 番 1 号
法人設立年月	平成 11 年 3 月
理事長名	小林 信子
運営する保育所等	大曲いちい保育園（北海道北広島市）、南幌いちい保育園（北海道空知郡南幌町）、 栗山いちい認定こども園（北海道夕張郡栗山町）、 島松いちい保育園（北海道恵庭市）、 開成いちい認定こども園、さっぽろ駅前保育園（北海道札幌市）、 名瀬いちい保育園（横浜市戸塚区）、北六浦いちい保育園（横浜市金沢区）、 足立区立青井おひさま保育園、島根いちい保育園（東京都足立区）、 世田谷いちい保育園北ウイング、世田谷いちい保育園南ウイング（東京都世田谷区）